

意見書

平成 22 年 2 月 18 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかた こうじ
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年1月19日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

接続約款の変更案に関し、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を下記の通り申し述べさせていただきます。

NGN接続料の改定

頁	項目	弊社意見
NTT 申請概要 P4	<p>3) Step2:Step1 で算定したコストの関係する機能への配賦</p> <p>②中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦</p> <p>ア コストドライバとしてポート容量比の採用</p> <p>中継ルータと伝送路※1については、NGNで提供されるすべてのサービス・機能（イーサネット関係を除く。）で共用されるものであるところ、今回の申請案では、当該設備に係るコストを関係する機能へ配賦するためのコストドライバとして、昨年度に引き続きポート容量比※2を採用している。</p> <p>今回の接続料の算定においては、前述のとおり将来原価方式により算定することとしているところ、想定トラヒック又はポート実績トラヒックをドライバとするためには、直近の実績トラヒックの把握だけではなく、当該トラヒックから2年後のトラヒックについても予測する必要がある。しかしながら、現時点でのNGNトラヒック把握は平成21年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難であると判断されることから、引き続きポート容量比を採用しているところである。</p>	<p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書」（2008年12月 総務省）において示されている通り、ポート容量比は暫定的なコストドライバであり、本来であれば、より適正な接続料を算出するため、想定トラヒック比やポート実績トラヒック比といったアクティビティに着目したコストドライバが採用されるべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東西殿より具体的なNGNの需要予測をご提示いただき、アクティビティに着目したコストドライバの切替え時期等の今後のNGN接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。</p>

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置

1.FTTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定

頁	内容	弊社意見
<p>接続約款一部改正： P10 第67条の3 (工事費の支払義務)</p>	<p>協定事業者からの申込みにより光屋内配線に係る工事を行うために当社が当社の係員を派遣したものの、利用者の不在等によりその工事を行うことができなかった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、<u>その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</u></p>	<p>無効派遣費用については「派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額」とされておりますが、これでは当該費用の妥当性の確認が都度必要となり予見性も確保されないため、現行の他派遣工事における運用実績等を参考にして、具体的な単金を設定すべきであると考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿の利用部門においても接続事業者と同等に無効派遣費用の負担が行われる必要があります。</p> <p>また、無効派遣費用の除外対象となる条件についても規定されるべきであると考えます。例えば、NTT東西殿の派遣係員が約束の時間に間に合わないことによって利用者不在となり工事が出来ないなどの接続事業者以外でのNTT東西殿事由の場合も想定され、そのような場合は負担の対象外となるべきと考えます。</p>

2.WDM(波長分割多重)装置等に係る網使用料等の設定

頁	内容	弊社意見
<p>NTT 申請概要 P.9</p>	<p>■情報開示手続等</p> <p>WDM 装置に係る情報については、中継ダークファイバの空きがない区間については、WDM 装置の設置の有無を接続事業者向けホームページにおいて開示し、その他の区間の情報や提供可能時期等については、接続事業者からの求めに応じ線路設備調査等を個別に行うことで開示される旨を規定。</p>	<p>WDM 装置に係る情報については、GCコロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、利用の促進と利用の公平性確保及び接続事業者が希望する利用の時機を逸しないためには、以下のような情報開示ルールの整備が必要不可欠であると考えます。</p>

頁	内容	弊社意見
	<p>～略～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中継ダークファイバCランク(20芯未満～1芯以上)区間におけるWDM装置の設置の有無 ・WDM装置の未利用波長数(ランク付け) ・早期のWDM装置増設計画の開示 ・情報の最新性を確保するための取り組み(例:月一回の定期的な情報更新) <p>など</p>
<p>接続約款一部改正: P7 第34条の7 2項 (特別光信号中継回線の線路設備調査費及び接続申込み)</p>	<p>当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から<u>6週間</u>以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。</p> <p>～略～</p>	<p>WDM装置の接続料は、特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各申込手続きの回答時にあわせて通知頂くこととなっています。しかしながら該当接続料は区間ごとに異なるため、申込事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難であり、NTT東西殿からの通知をもって、最終的な接続実施可否を判断する必要があります。</p> <p>そのため該当接続料については、各種申込手続きの回答とは別に、早期の通知が行われるべきであると考えます。</p> <p>また、特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各種申込手続きについては、従来の中継ダークファイバの手続きと同様であるとの認識ですが、中継ダークファイバの場合は、申込から回答までの期間が3週間以内となっているところ、WDMについては6週間となっており、当該期間について今後更なる短縮化の検討が必要であると考えます。</p>
<p>接続約款一部改正: P7 第34条の7 5項</p>	<p>接続申込者は、第1項に規定する申込みに併せて行われた分波光変換装置の設置又は改修の申込みに係る当社からの完成通知に記載した期日と、第2項に規定する回答を当社が行った日</p>	<p>WDM装置との接続までに、特別光信号中継伝送機能に係る各申込手続きの回答後、最長12ヶ月という長期間を要する場合がありますが、これでは中継ダークファイバが利用できず</p>

頁	内容	弊社意見
(特別光信号中継回線の線路設備調査費及び接続申込み)	から 12 ヶ月が経過する日のいずれか早い日をもって、特別光信号中継回線の利用を開始したものとみなします。	早期の WDM の利用を必要とする接続事業者のニーズに全くあわない期間であり、より短期間での合理的な対応を行うべきであると考えます。
接続約款一部改正： P14 2-5-3-2 特別光信号中継伝送機能に係る基本料	特別光信号中継伝送機能 特別光信号中継回線により 1 波長にて伝送を行う機能 ～略～	接続料算定方法については、接続ルール答申において「また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。」とある通り、当該接続の幅広い利用が可能となるよう、今後定期的に当該接続の利用状況・形態を検証し、算定方法について引き続き検討していく必要があると考えます。

3.中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費の設定

頁	内容	弊社意見
接続約款一部改正： P8 第 34 条の 10	～略～ なお、当社は、前2条の規定に基づき調査を行った一般光信号中継回線のうち現に接続しているものについて支障移転等を行う場合には、その調査を請求した接続申込者に対して <u>あらかじめ</u> 支障移転等に係る情報を通知するものとします。	支障移転は設備の敷設状況が変更となるため、中継ダークファイバを利用している事業者にとっては早期の事前通知が必須となります。そのため通知時期については「予め」ではなく具体的な期間(例:30 日前、等)が明確に規定されるべきであると考えます。
接続約款一部改正： P18 2-2 2-1 以外の 手続費	(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費 第 34 条の 8 (一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査) 又は第 34 条の 9 (異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み) 第 1 項に規定する事項の調	異経路情報の調査期間については、調査条件により変動することから現状、標準的な期間の明示がなく、調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのため今後の実績をサンプルに調査期間の例示を行うこと等により、更なる利用促進の取り組みが引き続き必要であると考えます。

頁	内容	弊社意見
	査に要する費用 ～略～	

以上